

## 要望

## 改正の概要

重傷病  
給付金の  
支給対象  
期間等の  
在り方

支給対象期間及び  
上限額の撤廃

※改正前の重傷病給付金  
給付期間 1年  
上限額 120万円

給付期間の  
延長

重傷病給付金の給付  
期間を 3年 に延長

犯罪被害者  
に負担の  
少ない支給  
の在り方

犯罪被害者にとって  
負担の少ない給付の  
実現

仮給付の  
柔軟化

犯罪被害者等給付金  
相当額の3分の1以下とする 制限を撤廃

若年者の  
給付金  
の在り方

遺児がいる若年の  
犯罪被害者の死亡時に  
おける給付金の増額

遺児への  
手厚い支援

若い遺児がいる場合、  
遺児が18歳になるまでの  
年数分を満たすよう  
遺族給付金を増額

親族間犯罪  
被害に係る  
給付金の  
在り方

親族間犯罪被害は  
不支給を原則とされて  
いることの見直し

親族間犯罪被害  
に係る支給基準の  
抜本的見直し

- ・ 親族関係が 事実上破綻している場合には給付金を 全額支給
- ・ 18歳未満の者が受給者となる場合の 特例措置を新設